

発信日時 2025/03/31 19:00:58

受付日時 2025/03/31 19:00:58

取扱日 2025/03/31

事業者コード: 0000001837 利用者名: 株式会社 スタジオスポビー

申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税	所得金額総額	-136,026,596円
法人事業税	付加価値額総額	0円
法人事業税	資本金等の額総額	458,980,033円
法人事業税	申告納付税額	1,291,500円
法人県民税 (法人税割)	課税標準総額	0円
法人県民税 (法人税割)	申告納付税額	0円
法人県民税 (均等割)	申告納付税額	290,000円

納税者の 氏名又は名称	株式会社スタジオスポビー
発行元	東京都中央都税事務所 法人事業税課法人事業税班
電話番号	03-3553-2151
受付番号	R1-2025-14662299
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別 税 確定申告
年度・期別等	R06/02/01 ~ R07/01/31
提出先名	東京都中央都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250331190056.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

東京都中央都税事務所長 殿 2010401129641

法人税の 年 月 日 の 修 申 ・ 更 ・ 決 ・ 再 重 正 告 正 定 正 による。

所在地 東京都中央区日本橋横山町6-14
事業種目 広告代理業務等
期末現在の資本金の額 242,240,017
法人名 株式会社スタジオスポビー
代表者名 夏目 恭行

令和6年2月1日から令和7年1月31日までの事業年度分の道府県民税特別法人事業税の確定申告書

(事業税)

(道府県民税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得金額総額, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, 合計事業税額, etc.

(特別法人事業税)

関与税理士名

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得割に係る特別法人事業税額, 収入割に係る特別法人事業税額, etc.

スタンダード会計事務所 野口 仁

Table with columns: 所得金額の計算の内訳, 法人税の所得金額, 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額, 還付請求中間納付額.

電話 03-6384-2345

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・2・1 令和 7・1・31	法人名	株式会社スタジオスポビー
----------------------	-----------------------	-----	--------------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
東京都中央区日本橋横山町6-1		12	20	異動区分	異動の年月日	名称	所在地	
特別区内における従たる事務所等				設置				
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	廃止				
1	千代田区 (外 箇所)			旧の主たる事務所等	(月)			
2	中央区 (外 箇所)			均 等 割 額 の 計 算				
3	港区 (外 箇所)			区 分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)
4	新宿区 (外 箇所)			特別区のみ	円	月		円
5	文京区 (外 箇所)			主たる事務所等所在の特別区				
6	台東区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
7	墨田区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下	2,900,000	1.2		2,900,000
8	江東区 (外 箇所)			従たる事務所等所在の特別区				
9	品川区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
10	目黒区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
11	大田区 (外 箇所)			道府県分				
12	世田谷区 (外 箇所)			特別区(市町村分)				
13	渋谷区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
14	中野区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
15	杉並区 (外 箇所)			納付すべき均等割額 + + + 又は + +				2,900,000
16	豊島区 (外 箇所)			備 考				
17	北区 (外 箇所)			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				20
18	荒川区 (外 箇所)							
19	板橋区 (外 箇所)							
20	練馬区 (外 箇所)							
21	足立区 (外 箇所)							
22	葛飾区 (外 箇所)							
23	江戸川区 (外 箇所)							

法人名	株式会社スタジオスポビー	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			002		1267928	
		法人番号	2010401129641			
		事業年度	令和6年2月1日から	令和7年1月31日まで		

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人						
資本金等の額 別表5の2下表3(29)又は(23)、(25)若しくは(33)	①	兆	十億	百万	千	円
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③	人				
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②					
期末の総従業者数	④					
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人						
月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)	⑤	兆	十億	百万	千	円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4(10)	⑥					
差引 ⑤-⑥	⑦	458980033				
外国の事業に係る控除額 又は(別表5の2の2/同表) ×(別表5の2の2/同表)	⑧					
再差引 ⑦-⑧	⑨	458980033				
非課税事業に係る控除額 ⑨×(14)/(15)	⑩					
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪					
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫					
特定内国法人						
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2-同表)/同表	⑬					%
非課税事業を併せて行う法人						
国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人				
国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮					

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係											
資本金等の額 別表5の2下表3(29)	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1(29)	⑲	兆	十億	百万	千	円					
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳										
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係											
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)又は(9)-(10)	㉑	兆	十億	百万	千	円					
資本金の額 別表5の2下表1(29)	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉒										
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉓	円									
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉔										
⑯と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉓)/(㉔)	㉕	兆	十億	百万	千	円					
							法附則第9条第23項関係											
							資本金等の額 別表5の2下表3(29)又は(23)	㉖	兆	十億	百万	千	円					
							政府の出資の金額	㉗						法附則第9条第23項に係る額 ㉖-㉗	㉘			

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2(14)	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉙	人			
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉙/㉚	㉑						期末の総従業者数	㉚				
差引 ⑳-㉑	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉛/㉜	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㉛	人			
控除額計 ㉑+㉓	㉔						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉜				

処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		002		1267928	
法人名	株式会社スタジオスポビー				法人番号
					2010401129641
	事業年度	令和6年2月1日から	令和7年1月31日まで		

純支払賃借料に関する明細書 （法第72条の2第1項第3号に掲げる事業第4号）

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
事務所 東京都中央区日本橋横山町6-14日本橋DMビル5F	(株)大丸商会 東京都中央区東日本橋2-16-10-701号	令和6・2・1 令和6・8・31	円 2,955,000	
事務所 東京都中央区日本橋富沢町7番16号	サンフロンティア不動産株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目2-2	令和6・8・1 令和7・1・31	6,720,000	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円 9675000	

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
		・	円	
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (-)	兆 十億 百万 千 円 9675000
-----------------	------------------------

欠損金額等及び災害損失
欠損金額の控除明細書

（法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業
第3号）

事業 年度	令和 6・2・1 令和 7・1・31	法人 名	株式会社スタジオスポビー
----------	-----------------------	---------	--------------

第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式⑥ - (別表10 又は⑳)	円	損金算入限度額 $\times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	円
--------------------------------	---	--	---

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の 当該事業年度前の のうち少ない金額)	翌期繰越額 ((-) 又は別表11)
	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
平成29年 2月 6日 平成30年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	54,028,428		円 54,028,428
平成30年 2月 1日 令和31年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	96,568,238		96,568,238
平成31年 2月 1日 令和 2年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	91,161,474		91,161,474
令和 2年 2月 1日 令和 3年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	67,358,380		67,358,380
令和 3年 2月 1日 令和 4年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	75,940,591		75,940,591
令和 4年 2月 1日 令和 5年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	76,084,214		76,084,214
令和 5年 2月 1日 令和 6年 1月31日	欠損金額等・災害損失欠損金額	65,358,042		65,358,042
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	計	526,499,367		526,499,367
当	欠損金額等・災害損失欠損金額	136,026,596		
期 分	同上のうち 欠 損 金 額	136,026,596		円 136,026,596
	災 害 損 失 欠 損 金 額			
	合 計			662,525,963

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
当期の欠損金額	円	差引災害により生じた損失の額(-)	円
災害により生じた損失の額		繰越控除の対象となる欠損金額(とのうち少ない金額)	
保険金又は損害賠償金等の額			

法人名	株式会社スタジオスポビー	処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
				002		1267928		
		法人番号	2010401129641					
		事業年度	令和6年2月1日から	令和7年1月31日まで				

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要		所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
法第七十二條の二第一項第 一號に掲げる事業の所得割	所得金額総額	兆 十億 百万 千 円 - 1,360,265,96		
	年400万円以下の金額			兆 十億 百万 千 円
	年400万円を超え年800万円以下の金額			
	年800万円を超える金額			
	計 + +			
	軽減税率不適用法人の金額			1

2. 基準法人収入割額の計算

摘要		収入割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額
法第七十二條の二第一項第 二號に掲げる事業の収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額			兆 十億 百万 千 円
法第七十二條の二第一項第 三號に掲げる事業の収入割	収入金額総額			兆 十億 百万 千 円
	収入金額			
法第七十二條の二第一項第 四號に掲げる事業の収入割	収入金額総額			
	収入金額			兆 十億 百万 千 円